

# 令和5年度 田原本町中小企業資金融資制度

☆町内中小企業者の金融の円滑化を図る為、事業資金の融資斡旋を行い中小企業の振興発展を資することを目的としています。

受付期間 令和5年5月8日(月)午前9時～令和6年2月5日(月)午後5時

※取扱金融機関を經由して町役場地域産業推進課へ申請をしてください。

※融資枠は2億円となり受付順ですので、お早めにお申し込み下さい。

資金使途	①運転資金 ②設備資金 ③創業支援資金(運転資金・設備資金)
融資額	①、② 700万円以内 ③1000万円以内
融資期間	①、② 6年以内(据え置き期間6ヵ月以内) ③ 5年以内(据え置き期間6ヵ月以内)
融資利率	1.8%(令和5年4月1日現在) ※変更になる場合があります
利子補給	融資利率の1/2(年率1パーセントを限度とする) ただし、健康経営優良法人等の町が指定する認定を受けた事業者は0.2%を上乗せして補給 ※当初の融資決定を超える分についての利子補給は行いません。
信用保証	奈良県信用保証協会の保証を要し、保証料は全額町で負担
償還方法	元金均等の月賦償還
融資対象者条件	<p>●資金使途が ①運転資金 ②設備資金の場合</p> <p>下記の全ての要件に該当すること</p> <p>①個人:町内に引続き1年以上住所及び事業所を有していること 法人:町内に引続き1年以上法人登記された事業所を有し、町税等が課税されていること</p> <p>②町内で1年以上引続き同一事業を営んでいること</p> <p>③町税等を滞納していないこと(法人の場合は当該法人)</p> <p>※この制度の債務がないこと ※この制度の保証人になっていないこと</p> <p>●資金使途が ③創業支援資金(運転資金・設備資金)の場合</p> <p>下記の全ての要件に該当すること</p> <p>①個人:町内に住所を有していること 法人:町内に法人登記された事業所を有していること</p> <p>②本町において新たに事業を営む具体的な計画を有し、又は現に事業を営んでいること</p> <p>③創業後1年以内であること</p> <p>④町税等を滞納していないこと(法人の場合は法人の代表者)</p> <p>【町税等が課税されていない場合】 個人:前住所地の市町村民税等の滞納がないこと 法人:法人の代表者の住所地で市町村民税等の滞納がないこと</p> <p>※この制度の保証人になっていないこと</p>
連帯保証人	保証協会が定めるところによる。
取扱金融機関	奈良中央信用金庫本店 南都銀行田原本支店

【申請に必要な書類】 ※いずれも正副各1部ずつご提出ください。

〈個人〉

書類	備考	チェック欄
1 田原本町中小企業資金融資制度申請書		
2 町に住所を有していることが確認できる書類 ※①運転資金②設備資金の場合は1年以上居住している必要があります。	住民票の写し ※個人の住民票(本籍地・筆頭者・世帯主氏名・続柄省略のもの)	
3 町税等を滞納していないことが確認できる書類	指定の様式に町役場税務課で証明を受けてください。 ③創業支援資金の場合で、町において町税等が課税されていない場合は、前住所地の市町村民税等を滞納していない証明(完納証明書等)を受けてください。	
4 信用保証協会全国統一申込書式		
○信用保証依頼書		
○信用保証委託申込書		
○申込人(企業)概要		
○個人情報の取扱に関する同意書	初めて本融資制度を利用する場合	
5 確定申告書の写し(直近2期分)	税務署の受付印が押されたもの (もしくは提出したとわかるもの)	
6 事業所の位置図		
7 許認可書の写し	許認可を必要とする業種の場合	
8 健康経営優良法人等の認定を受けていることを証する書類	健康経営優良法人認定、えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定のいずれかの認定を受けている場合	
9 見積書	②設備資金、③創業支援資金(設備資金)の場合	
10 事業計画書	③創業支援資金の場合	
11 その他必要に応じた書類	事業証明書…事業所の所在地が確認できない場合	

◎融資決定後は、速やかに、利子補給申請書兼請求書・返済予定表(写し)・個人情報の閲覧に関する同意書を役場に提出していただきます。提出がない場合、補給できない場合がありますので、ご注意ください。

【申請に必要な書類】 ※いずれも正副各1部ずつご提出ください。

〈法人〉

書類	備考	チェック欄
1 田原本町中小企業資金融資制度申請書		
2 町内に事業所を有していることが確認できる書類	登記事項証明書(全部事項証明書)	
3 代表者の住民票の写し	③創業支援資金の場合のみ ※個人の住民票(本籍地・筆頭者・世帯主氏名・続柄省略のもの)が必要です。	
4 町税等を滞納していないことが確認できる書類	指定の様式に町役場税務課で証明を受けてください。 ①運転資金、②設備資金の場合は、当該法人について証明を受けてください。 ③創業支援資金の場合は、法人の代表者について証明を受けてください。なお、町税等が課税されていない場合は、法人の代表者の住所地において市町村民税等を滞納していない証明(完納証明書等)を受けてください。	
5 信用保証協会全国統一申込書式		
○信用保証依頼書		
○信用保証委託申込書		
○申込人(企業)概要		
○個人情報の取扱いに関する同意書	初めて本融資制度を利用する場合	
6 決算書の写し(直近2期分)	決算から6ヶ月以上経過している場合は試算書の写し	
7 定款の写し		
8 事業所の位置図		
9 許認可書の写し	許認可を必要とする業種の場合	
10 健康経営優良法人等の認定を受けていることを証する書類	健康経営優良法人認定、えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定のいずれかの認定を受けている場合	
11 見積書	②設備資金、③創業支援資金(設備資金)の場合	
12 事業計画書	③創業支援資金の場合	
13 その他必要に応じた書類		

◎融資決定後は、速やかに、利子補給申請書兼請求書・返済予定表(写し)・個人情報の閲覧に関する同意書を役場に提出していただきます。提出がない場合、補給できない場合がありますので、ご注意ください。

《問合せ先》

田原本町役場 地域産業推進課 商工観光係 TEL 0744-34-2080

□信用保証制度について 奈良県信用保証協会 TEL 0742-33-0551

□取扱金融機関 奈良中央信用金庫 TEL 0744-33-3315  
南都銀行田原本支店 TEL 0744-32-8081